

議案第45号

令和3年3月18日提出

提出者 松山市議会議員 雲 峰 広 行
大 木 健太郎
山 本 智 紀
松 波 雄 大
岡 田 教 人
池 田 美 恵
松 本 久美子
上 田 貞 人
渡 部 昭
清 水 尚 美
吉 富 健 一
角 田 敏 郎

松山市議会委員会条例の一部改正について

松山市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市議会委員会条例の一部を改正する条例

松山市議会委員会条例（昭和36年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「環境下水委員会」を「環境企業委員会」に、「下水道部」を「公営企業局」に改め、同項第5号中「都市企業委員会」を「都市整備委員会」に改め、「及び公営企業局」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の松山市議会委員会条例（以下「改

正前の条例」という。)の規定に基づき在任する環境下水委員会及び都市企業委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の松山市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定に基づく環境企業委員会及び都市整備委員会の委員長、副委員長及び委員になるものとし、その任期は改正前の条例の規定によるそれぞれの委員会の委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定に基づく常任委員会に付議されている特定の事件は、改正後の条例の規定に基づく当該所管の常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

4 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定に基づく常任委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項は、改正後の条例の規定に基づく当該所管の常任委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項とみなす。

(提案理由)

松山市事務分掌条例の一部改正に伴い、松山市議会常任委員会の名称及び所管について所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(委員会)

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。